

「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と一般社団法人助けあいジャパン（以下「乙」という。）は、災害派遣トイレネットワークの取組み及び「みんな元気になるトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の派遣協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害派遣トイレネットワークの取組み及び派遣協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲と乙は、災害派遣トイレネットワークの発展及び本件トイレの効果的な派遣に向け、その活動に積極的に関与し、相互に協力し貢献に努める。

（登録）

第3条 甲は、本件トイレの派遣要請及び派遣協力を行うにあたり、乙から別途案内される参加自治体一覧フォームへ団体名、担当部署、担当者、連絡先等の必要事項を確実に入力するものとする。

2 甲は前項により入力を行った情報に変更が生じた場合は、速やかに内容の修正を行い、乙に通知するものとする。

（要請）

第4条 甲は、本件トイレの派遣要請をする必要が生じたときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣について調整を行うものとする。

3 乙は、前項による派遣の調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話又は電子メールにより派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

（派遣）

第5条 甲は、乙から本件トイレの派遣要請を受けたときは、速かに当該派遣要請に応じ、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等、やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速かにその旨を乙に通知する。

3 第1項の派遣に係る経費の負担については、別に定める「派遣に要する費用負担の取り決め」によるものとする。

(有効期間)

第 6 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。
ただし、有効期間満了の 1 箇月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(解除)

第 7 条 甲又は乙は、相手方が本協定に違反したときは、書面により当該違反内容を伝え是正を求めることができる。
2 甲又は乙は前項の定めにより、相手方に対し是正を求めてから相当期間が経過しても違反状態が改善されない場合に、本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印又は署名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日

甲 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
三重県志摩市

志摩市長 橋爪 政吉

乙 静岡県御殿場市東山 990 御殿場コート 4J
一般社団法人助けあいジャパン

共同代表理事 石川 淳哉